

日本卸電力取引所の業務規程変更認可について

(趣旨)

2019 年度より開始されたベースロード市場（以下、BL 市場）について、過年度オークション結果に対する要望や、2020 年度冬期に発生した電力需給ひっ迫を受けたヘッジ市場活性化の必要性を踏まえ、資源エネルギー庁 制度検討作業部会の議論において、市場開設時期及び預託金水準について見直すこととされた。

については、BL 市場における市場開設時期及び預託金水準の見直しについて規程を変更する必要があることから、日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請についてご審議いただきたい。

主なポイント

○ 日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請に係る審査について

日本卸電力取引所は、経済産業大臣より卸電力取引所として指定を受けたことを受け、電気事業法第 99 条第 1 項後段の規定により、業務規程の変更を行う場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされている。

2019 年度より開始された BL 市場について、過年度オークションに対する事業者からの要望や、2020 年度冬期に発生した電力需給ひっ迫を受けたヘッジ市場活性化の必要性を踏まえ、資源エネルギー庁 制度検討作業部会において見直しが進められ、従来の市場開設時期（7 月、9 月、11 月）に加え、1 月に追加オークションが開催されることとなった。また、預託金水準が引き下げられることとなり、日本卸電力取引所における検討を経て、従来、買い代金に一律 3%乗じた額とされていたところ、これを 1%へ引き下げることが決定された。

上記の決定について、規程を変更する必要があることから、令和 3 年 6 月 18 日に日本卸電力取引所から経済産業大臣に対し、業務規程変更認可申請が行われ、電気事業法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号の規定に基づき、令和 3 年 6 月 23 日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取が行われた。

以上を踏まえ、今回は上記の業務規程変更についてご審議をお願いしたい。

- 日本卸電力取引所については、電気事業法第99条第1項後段の規定により、業務規程の変更を行う場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされている。また、日本卸電力取引所の業務規程変更申請については、電気事業法第66条の11第1項第5号の規定により、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取事項とされている。
- 今般、2021年6月18日付で、日本卸電力取引所から経済産業大臣に対し、ベースロード市場（以下、BL市場）の市場開設時期の追加及び預託金水準の見直しに関する業務規程変更の認可申請が行われ、2021年6月23日付けで、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取が行われたところ。
- 今回は、上記の業務規程の変更についてご審議をお願いしたい。

BL市場にかかる業務規程変更認可申請について

- 2019年度より開始されたBL市場について、過年度オークションに対する事業者からの要望や、2020年度冬期に発生した電力需給ひっ迫を受けたヘッジ市場の活性化の必要性を踏まえ、資源エネルギー庁 制度検討作業部会における議論を踏まえて、市場開設時期及び預託金水準について見直すこととされた。

1) 市場開設時期の見直しについて

- BL市場の開設時期については、現在、電源を供出する旧一電等が、BL市場の約定結果を踏まえ次年度の供給計画等を策定する時期を考慮し、7月、9月、11月に設けられている。
- 他方、相対契約の交渉等の販売活動が1～2月に本格化する新電力を中心とした買手事業者のニーズとは必ずしも一致していないことから、1月に追加オークションを実施することとなった。なお、追加オークションについては、旧一電等の供給計画等への影響を勘案して、市場への供出を制度的には求めず、各社の判断による任意参加とすることとされている。

2) 預託金水準の見直しについて

- 現在BL市場では、JEPXの取引規程上、買い代金に一律3%を乗じた額が、預託金とされている。
- 事業者からの意見も踏まえ、JEPXにおいて預託金水準について具体的な検討を進めた結果、2021年度の第1回オークション（7月）以降、買い代金に一律1%乗じた額を預託金とすることと整理された。

(参考) ベースロード市場の取りまとめ内容

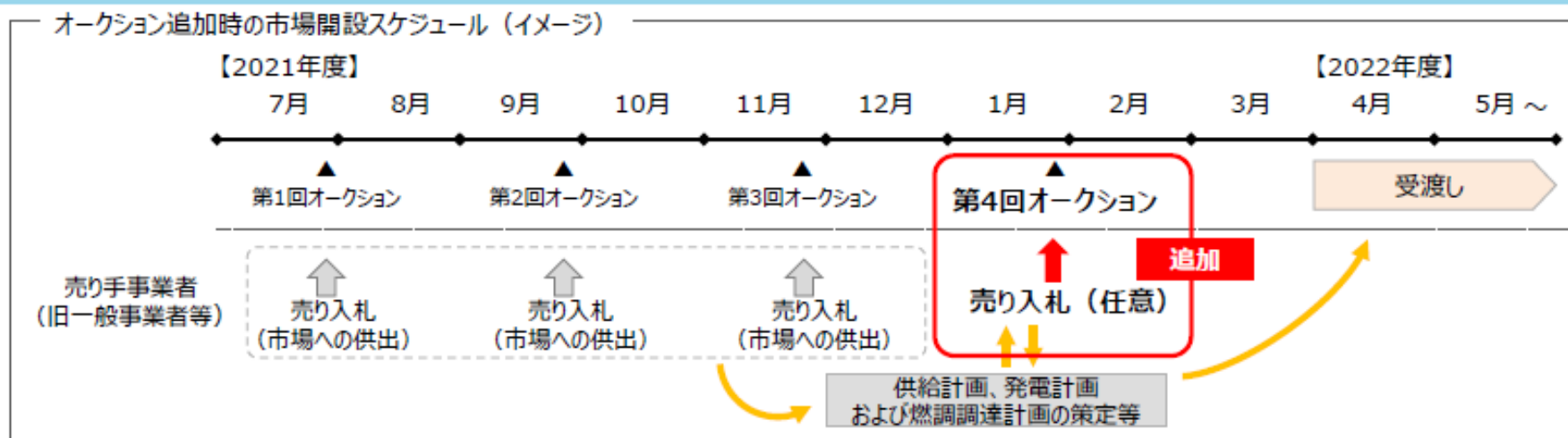
第四次中間とりまとめ（概要）（2021年4月）
参考資料1より抜粋

- 2019年度から導入されたベースロード市場（以下「BL市場」という。）について、過年度でのオークション結果に対する要望（例：翌期の契約交渉が本格化する1～2月頃にオークションを開催して欲しい）や、2021年1月の電力需給ひっ迫の検証を踏まえた対応の方向性（ヘッジ市場の活性化）として、以下の具体的対応を行うこととする。

主な課題	詳細	具体的対応
オークション日程が買手の小売活動時期に合わない	➢ <u>買手事業者のニーズに対し、当該事業者の販売活動時期等を踏まえ、オークション日程の見直しや回数の追加、その取引環境をどのように組み立てるか。等</u>	BL市場での取引に厚みを持たせるべく、新電力を中心とする買手事業者の販売活動が本格化する年明け（例えば、1月下旬）にオークションを追加。
売買ニーズの不一致	➢ <u>上記、オークション日程の見直しや回数の追加により、一定改善が期待される。</u>	
預託金の負担が大きい	➢ BL市場では、買い代金に対し一律3%の預託金が発生するが、そのことが買い入札事業者の負担となっているとの指摘もあり、 <u>どのような水準が望ましいか。等</u>	現状の預託金体系では、買手の事業者の負担となり、応札行動の足かせになっていることが、事業者の意見として挙げられている。これらを踏まえ、JEPXにて預託金の水準を引き下げる方向で検討
事業者の価格固定ニーズが乏しい	➢ BL市場は非対称規制であり、制度検討当初から、「小売の競争環境が一定程度進展」し、「卸市場が機能し競争が十分に活性化された段階」では、「終了することが望ましい」といったことも整理しており、 <u>その必要性和市場環境を取り巻く状況をよくみながら、今後検討を進めることとしたい。</u>	

論点1：市場開設時期

- 現在の市場開設時期（7月、9月、11月）は、BL電源を供出する旧一般電気事業者等が、BL市場での約定結果も踏まえた次年度の発電計画や供給計画等の策定を行う時期（年末頃にかけて）を考慮し、日程を組み立ててきた。
- 他方、新電力を中心とする買手事業者は、公共入札や相対契約の交渉等の販売活動が1～2月に本格化するため、現在の市場開設時期とは必ずしも一致しておらず、時期の見直しを求める声もある。
- BL市場の未約定分を先渡市場等へ供出することを制度的に求めているが、まずは、BL市場での取引に厚みを持たせるべく、買手事業者の商流を踏まえて、年明け（例えば、1月下旬）にオークションをもう1回開催してはどうか。
- 一方、追加するオークションについては、旧一般電気事業者等の供給計画策定等への影響を勘案し、旧一般電気事業者等に対しては市場への供出を制度的に求めず、各社の判断による任意参加としてはどうか。
※任意参加の場合においても、事業者へのヒアリング結果より、現状の約定量以上の市場供出が見込まれる。
- なお、その際は、旧一般電気事業者等への供出上限価格の設定や、買手事業者の購入可能量の制限等を追加オークションでも適用することとし、監視は、価格面についてのみ行うこととしてはどうか。



論点2：預託金水準

- BL市場では、JEPXの取引規程上、買い代金に一律3%を乗じた額が、預託金とされている。また、BL市場で取引された商品の受け渡しが完了するまで、JEPXへ預託する規定となっている。
- BL市場では一年間の受け渡し商品のみを扱っているが、複数年度をまたがって購入した場合、現状の預託金体系では、預託金の支払い自体が、買手の事業者の負担となっている。また、その預託金の拘束期間が最長21ヶ月となることもあり、その事が買手の応札行動の足かせになっていることが、事業者の意見として挙げられている。
- BL市場の利便性向上に向けた預託金水準については、JEPXにて、取引規定や市場の運用状況を確認の上、具体的な検討を進めていただくこととしてはどうか。

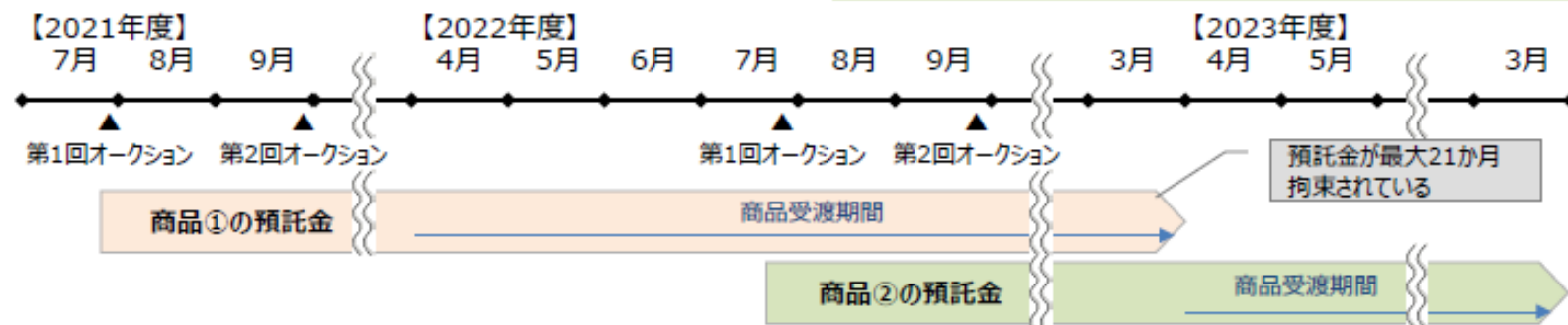
例：預託金を買い代金の1%とした場合の事業者支払額（イメージ）

【商品①】

➢ 3MWを10円/kWhで約定した場合、
買い代金：3,000kW×24h×365日×10円/kWh = 262.8百万円

【商品②】

➢ 6MWを7円/kWhで約定した場合、
買い代金：6,000kW×24h×365日×7円/kWh = 367.9百万円



【預託金3%の場合】

商品①：262.8×0.03 = 7,884千円
商品②：367.9×0.03 = 11,037千円
合計：18,921千円

【預託金1%の場合】

商品①：262.8×0.01 = 2,628千円 (▲5,256千円)
商品②：367.9×0.01 = 3,679千円 (▲7,358千円)
合計：6,307千円 (▲12,614千円)

ベースロード市場にかかる業務規程変更認可申請について

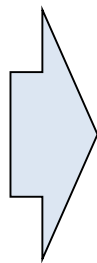
- 以上の検討結果を踏まえ、市場開設時期及び預託金水準について見直すこととなったことに伴い、業務規程変更を実施する必要が生じた。
- 具体的な規程の変更内容は下記のとおり。

<業務規程変更前>

第4条 市場の種類

(7) ベースロード取引

「ベースロード市場ガイドライン」（経済産業省）に基づき、1年間（4月から翌年3月まで）を通じて受け渡す電気を対象として、シングルプライスオークション方式により一括して売買の合わせを行う取引取引は、7月、9月、11月の3回実施する。



<業務規程変更後>

第4条 市場の種類

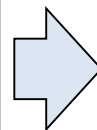
(7) ベースロード取引

「ベースロード市場ガイドライン」（経済産業省）に基づき、1年間（4月から翌年3月まで）を通じて受け渡す電気を対象として、シングルプライスオークション方式により一括して売買の合わせを行う取引取引は、7月、9月、11月、翌年1月の4回実施する。

<取引規程細則変更前>

第3条 預託金

(3)取引規程第2章第4節に定めるベースロード取引の商品で、受け渡しが完了していない商品の買い代金に0.03を乗じた額



<取引規程細則変更後>

第3条 預託金

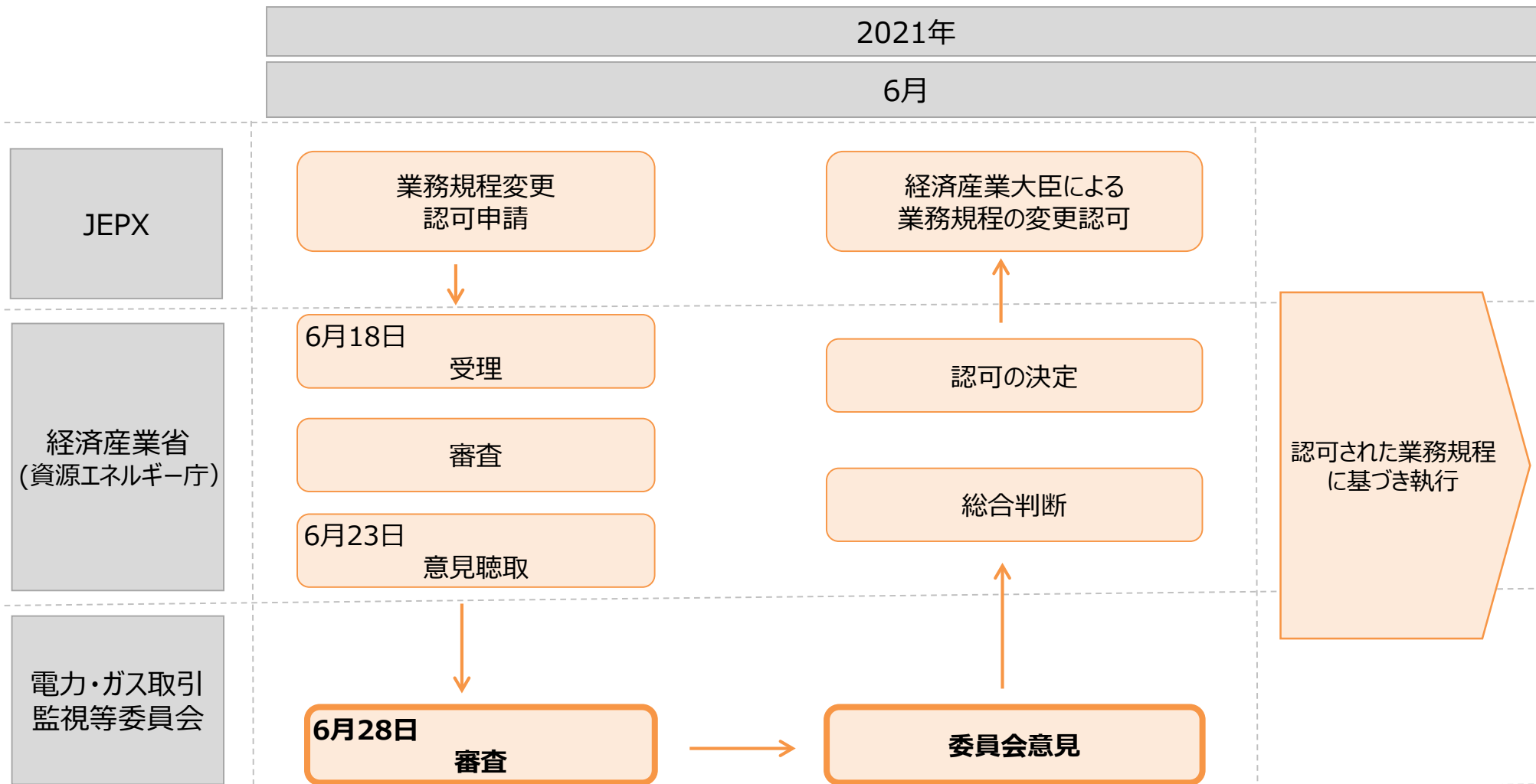
(3)取引規程第2章第4節に定めるベースロード取引の商品で、受け渡しが完了していない商品の買い代金に0.01を乗じた額

審査基準への適合性について

- 今般の業務規程の改正は、今般の検討を踏まえて、以下2点について規程を変更する必要があることから実施するもの。
 - 1) BL市場の市場開設時期について、従来の7月、9月、11月に加えて、**1月に追加アクションを実施すること。**
 - 2) BL市場の預託金水準について、従来の買い代金に一律3%乗じた額から、**買い代金に一律1%乗じた額に引き下げること。**
- 上記の改正については、電気事業法施行規則第132条の7において規定される**業務規程の認可基準**である、**卸電力取引所の「取引を適正かつ確実に実施するうえで適当であるもの」**に該当すると考えられるため、**経済産業大臣からの意見照会**について、**問題ない旨回答**することとしたい。

(参考) 日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請について

- 日本卸電力取引所は業務規程を変更する場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされており、業務規程の変更認可については、委員会への意見聴取事項とされている。具体的な手続は以下のとおり。



（参考）電気事業法・JEPX業務規程 関連規定抜粋（一部抜粋）

○電気事業法

第98条

（業務）

卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場（次項及び第九十九条の二において「卸電力取引市場」という。）を開設すること。
- 2 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 前二号に掲げるもののほか、卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

第99条

（業務規程の認可）

- 1 卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、業務規程を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。**これを変更しようとするときも、同様とする。**
- 2 経済産業大臣は、前項の認可をした業務規程が市場開設業務の公正かつ適確な実施上不適當となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

○一般社団法人日本卸電力取引所 業務規程

第1条 本規程は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「本法人」という。）が、電力の実物卸市場である日本卸電力取引所（以下「本取引所」という。）における市場開設業務について定める。

2. 本法人は、本規程に従い、本取引所の運営に必要な組織、規程および情報処理システム等を用意しなければならない。
3. **本規程は、別添1乃至別添3の規程を含む。**

（別添一覧）

別添1 一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程および取引規程細則

別添2 一般社団法人日本卸電力取引所 取引会員規程および特別取引会員規程

別添3 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程

(参考) 電気事業法 関連規定抜粋 (一部抜粋)

○電気事業法施行規則

第132条の6

(業務規程の記載事項)

法第99条第3項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 市場開設業務を行う時間及び休日（当該時間及び休日がスポット市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの時間及び休日）に関する事項
- 二 市場開設業務を行う事務所の所在地
- 三 売買取引を行うことができる者の資格及びその審査の方法に関する事項
- 四 卸電力取引市場の種類に関する事項
- 五 売買取引の方法（当該方法がスポット市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの方法）に関する事項
- 六 売買取引の決済に関する事項
- 七 売買取引の手数料に関する事項
- 八 債務の履行を担保するために預託する金銭を徴収する場合には、当該金銭の徴収及びその管理の方法に関する事項
- 九 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益の管理に関する事項
- 十 売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されている場合における当該売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置に関する事項
- 十一 市場開設業務の実施体制に関する事項
- 十二 卸電力取引市場の監視の方法に関する事項
- 十三 取引参加者に対する処分に関する事項
- 十四 売買取引の実施方法に関する取引参加者からの助言又は意見の聴取に関する事項
- 十五 前各号に掲げるもののほか、市場開設業務の実施に関し必要な事項

第132条の7

(業務規程の認可の基準)

法第99条第3項の認可の基準は、法第98条第1号及び第2号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

経 済 産 業 省

20210623電委第2号

令和3年6月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について（回答）

令和3年6月23日付け20210618資第14号により、貴職から当委員会に意見を求められた卸電力取引所の業務規程の変更の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

20210618 資 第 14 号
令和 3 年 6 月 23 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 66 条の 11 第 1 項第 5 号の規定により、別添の申請に係る同法第 99 条第 1 項の規定による卸電力取引所の業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

業務規程変更認可申請書

令和3年6月18日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

申請者の住所	東京都港区芝浦一丁目7番14号
申請者の名称	一般社団法人日本卸電力取引所
代表者の氏名	理事長 村上 夢

電気事業法第99条第1項後段の規定により、下記のとおり業務規程の変更の認可を受けたいので申請します。

記

1. 変更の内容

業務規程、取引規程および取引規程細則の改定

2. 変更の理由

- 総合資源エネルギー調査会 電気・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会第48回（令和3年3月26日開催）の議論を受け、ベースロード市場の市場開設時期、預託金水準について見直しを行うもの

以上

業務規程新旧対照表

項目	新	旧	備考
第4条	(市場の種類) (7) ベースロード取引 「ベースロード市場ガイドライン」(経済産業省)に基づき、1年間(4月から翌年3月まで)を通じて受け渡す電気を対象として、シングルプライスオークション方式により一括して売買の合わせを行う取引 取引は、7月、9月、11月、翌年1月の4回実施する。	(市場の種類) (7) ベースロード取引 「ベースロード市場ガイドライン」(経済産業省)に基づき、1年間(4月から翌年3月まで)を通じて受け渡す電気を対象として、シングルプライスオークション方式により一括して売買の合わせを行う取引 取引は、7月、9月、11月の3回実施する。	(変更)
別添一覧	別添一覧 別添1 一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程および取引規程細則 別添2 一般社団法人日本卸電力取引所 取引会員規程および特別取引会員規程 別添3 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程 制定 平成28年2月18日 改定 平成28年3月17日 平成28年3月22日 平成29年3月28日 平成30年4月19日 平成31年4月10日 令和元年5月24日 令和2年3月26日	別添一覧 別添1 一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程および取引規程細則 別添2 一般社団法人日本卸電力取引所 取引会員規程および特別取引会員規程 別添3 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程 制定 平成28年2月18日 改定 平成28年3月17日 平成28年3月22日 平成29年3月28日 平成30年4月19日 平成31年4月10日 令和元年5月24日 令和2年3月26日	(変更)

	令和2年7月1日 令和2年11月20日 令和3年4月16日 令和3年●月●日	令和2年7月1日 令和2年11月20日 令和3年4月16日	
--	---	-------------------------------------	--

取引規程新旧対照表

項目	新	旧	備考
第 49 条	(実施日) ベースロード取引は、商品毎に、原則としてその商品の最初の受渡日が属する年の前年7月、9月、11月、当年1月の10日以降の営業日に実施する。 2. 本取引所は、必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、ベースロード取引の実施日を変更する場合がある。この場合、本取引所は予め変更の内容を取引会員等に通知する。	(実施日) ベースロード取引は、商品毎に、原則としてその商品の最初の受渡日が属する年の前年7月、9月、11月の10日以降の営業日に実施する。 2. 本取引所は、必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、ベースロード取引の実施日を変更する場合がある。この場合、本取引所は予め変更の内容を取引会員等に通知する。	(変更)
附則	第1条 平成28年2月18日の全面改定は、翌日取引および時間前取引については平成28年4月1日受け渡し分から適用する。他の事項は平成28年4月1日より適用する。 第2条 平成28年2月18日の全面改定による先渡定型取引の廃止は、平成28年3月30日を最終取引日とする。 第3条 前条の適用前に成立した取引は、平成28年2月18日の全面改定前の規定に従うものとする。 第4条 翌日取引における買いのブロック入札の提供開始時期は別に取引会員等に通知する。 制定 平成17年1月31日 改定 平成21年3月6日 平成21年7月10日 平成21年9月11日	第1条 平成28年2月18日の全面改定は、スポット取引および時間前取引については平成28年4月1日受け渡し分から適用する。他の事項は平成28年4月1日より適用する。 第2条 平成28年2月18日の全面改定による先渡定型取引の廃止は、平成28年3月30日を最終取引日とする。 第3条 前条の適用前に成立した取引は、平成28年2月18日の全面改定前の規定に従うものとする。 第4条 スポット取引における買いのブロック入札の提供開始時期は別に取引会員等に通知する。 制定 平成17年1月31日 改定 平成21年3月6日 平成21年7月10日 平成21年9月11日	(変更)

	平成22年5月13日	平成22年5月13日	
	平成24年6月13日	平成24年6月13日	
	平成25年1月16日	平成25年1月16日	
	平成25年2月21日	平成25年2月21日	
	平成25年6月20日	平成25年6月20日	
	平成27年2月19日	平成27年2月19日	
	平成28年2月18日(全面改定)	平成28年2月18日(全面改定)	
	平成28年3月17日	平成28年3月17日	
	平成29年3月28日	平成29年3月28日	
	平成30年4月19日	平成30年4月19日	
	平成30年8月9日	平成30年8月9日	
	平成30年9月14日	平成30年9月14日	
	平成31年4月10日	平成31年4月10日	
	令和元年5月24日	令和元年5月24日	
	令和2年7月1日	令和2年7月1日	
	令和3年2月26日	令和3年2月26日	
	令和3年4月16日	令和3年4月16日	
	令和3年●月●日		

取引規程細則新旧対照表

項目	新		旧		備考
第 3 条	(預託金) 取引規程第11条第3項に定める取引会員毎に本取引所が定める額は、次の各号の和とする。ただし、和が100万円を下回った場合は、100万円とする。 (1) 取引規程第21条および第70条に定める翌日取引および時間前取引の売買代金のうち、金員の授受が完了していないもので、売り代金を負、買い代金を正の数とする。 (2) 取引規程第40条に定める先渡取引の商品基準時差額の合計額 (3) 取引規程第2章第4節に定めるベースロード取引の商品で、受け渡しが完了していない商品の買い代金に0.01を乗じた額 2. 本取引所は、前項の額を期間を定め変更することがある。この場合、本取引所は予め変更の内容を取引会員に通知する。 3. 取引規程第11条第3項に定める期日は、本取引所が前項の規定に従い取引会員毎の預託の必要額を定めた日の次の金融機関営業日(銀行法に定める休日ではない日。以下同じ)の金融機関営業時間内とする。		(預託金) 取引規程第11条第3項に定める取引会員毎に本取引所が定める額は、次の各号の和とする。ただし、和が100万円を下回った場合は、100万円とする。 (1) 取引規程第21条および第70条に定める翌日取引および時間前取引の売買代金のうち、金員の授受が完了していないもので、売り代金を負、買い代金を正の数とする。 (2) 取引規程第40条に定める先渡取引の商品基準時差額の合計額 (3) 取引規程第2章第4節に定めるベースロード取引の商品で、受け渡しが完了していない商品の買い代金に0.03を乗じた額 2. 本取引所は、前項の額を期間を定め変更することがある。この場合、本取引所は予め変更の内容を取引会員に通知する。 3. 取引規程第11条第3項に定める期日は、本取引所が前項の規定に従い取引会員毎の預託の必要額を定めた日の次の金融機関営業日(銀行法に定める休日ではない日。以下同じ)の金融機関営業時間内とする。		(変更)
	制定	平成17年1月31日	制定	平成17年1月31日	(変更)
	改定	平成21年3月6日	改定	平成21年3月6日	
		平成21年4月24日		平成21年4月24日	
		平成21年7月10日		平成21年7月10日	
		平成22年11月12日		平成22年11月12日	
		平成24年9月12日		平成24年9月12日	

	平成25年5月23日	平成25年5月23日	
	平成25年8月22日	平成25年8月22日	
	平成26年3月20日	平成26年3月20日	
	平成26年5月22日	平成26年5月22日	
	平成27年2月19日	平成27年2月19日	
	平成28年2月18日(全面改定)	平成28年2月18日(全面改定)	
	平成29年3月28日	平成29年3月28日	
	平成30年8月9日	平成30年8月9日	
	平成31年4月10日	平成31年4月10日	
	令和元年5月24日	令和元年5月24日	
	令和3年4月16日	令和3年4月16日	
	令和3年●月●日		